

# 市民活動・NPO 研究の課題(1)

——女性に対する暴力の被害者支援を行なう NPO 法人を事例に——

首都大学東京 横山麻衣

## 1 目的・意義

本報告の目的は、女性に対する暴力の被害者支援を行なう市民活動・NPO 団体の社会的意義を、行政との協働の中で発生するボランティアに着目し、考察することである。

女性に対する暴力の被害者支援は、DV 防止法等が成立する以前から市民活動・NPO 団体主導ですすめられてきた。法制度化された以降も、市民活動・NPO 団体なしには十分な支援は行なえないと言える。また、現在、より強力な官民協働による支援体制が構想されている。そのような女性に対する暴力の被害者支援において、活動を担う団体や個人の課題はいくらか報告されてきた。しかしながら、当活動分野における市民活動・NPO の社会的意義や可能性を十分に評価するには、女性に対する暴力の被害者支援に利害を持つ他のアクターとの関連や、現行の体制が及ぼす長期的な社会への影響を十分に踏まえる必要がある。

## 2 方法

本報告では、関東圏で女性に対する暴力の被害者支援を担う NPO 法人のうち、とくに活発なボランティア活動を行なっている法人を対象とし、当 NPO 法人のメンバーに、半構造化面接法による聞き取り調査を行なった。その聞き取り調査に基づくデータと、当 NPO 法人が公開している活動報告書、ニュースレター、ウェブサイト等を分析した。

## 3 結果

当 NPO 法人は、1980 年代に結成し、2005 年以降、行政からの様々な委託を受け、女性に対する暴力の被害者支援を行なっている。委託事業のうち、DV 被害者の一時保護のためのシェルター運営活動では、年間約 300 時間の無償労働が発生していた。シェルター運営は、実質的には運営に関する詳細な規定が無いため、支援の内容や水準は個々の受託団体に委ねられているのだが、当 NPO 法人では、手厚い支援のためにはボランティアという無償労働は必然であり、その手厚さが行政からの信頼獲得にも貢献していると考えていた。

しかし、それら無償労働が支えている手厚さは、民間団体にしかなしえないと自負しつつも、無償であることに関連した様々な問題も語られた。それは、行政との関係における課題は当然ながら、団体内の課題を複雑にしている、ということもあるようだった。

## 4 結論

女性に対する暴力の被害者支援における、行政との協働の中で発生するボランティアは、それを担う個人や団体の意図を越えて、当分野における市民活動・NPO 団体の負担を前提とした支援制度を補強していると言えるだろう。市民活動・NPO 団体といった民間団体の優位性を評価する既存の議論は、現行の体制やそれへの評価が、どのような社会的影響をもたらすかについては、十分に考察していない。市民活動・NPO 団体の社会的意義を考察するには、利害を持つ他のアクターとの関連や長期的な社会への影響を踏まえて論じる必要があろう。